

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成 22 年 9 月 10 日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画用途地域

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課